

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
12月22日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 不当景品類及び不当表示防止法第九條第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正(県民生活課)……………
  - 特定商取引に関する法律第六十六條第七項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正(県民生活課)……………
  - 保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………
  - 漁船損害等補償法第一百二十二條第一項の規定による同意(水産振興課)……………
  - 道路の区域の変更(道路整備課)……………
  - 道路の供用の開始(道路整備課)……………
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
  - 契約の締結(技術管理課)……………
  - 契約の締結(物品管理課)……………



### 山口県告示第四百四十号

不当景品類及び不当表示防止法第九條第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示(平成十二年山口県告示第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

「第九條第二項」を「第二十九條第二項」に改める。  
様式の表中「第9條第1項」を「第29條第1項」に改め、同様式の裏中「(審判の標

収及び立入検査等)」を削り、「第9條」を「第29條」に、「第6條」を「第7條第1項」に改め、「命令」の下に「、罰徴金徴付命令」を加える。

### 山口県告示第四百四十一号

特定商取引に関する法律第六十六條第七項の身分を示す証明書の様式に関する告示(平成十二年山口県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

「第六十六條第七項」を「第六十六條第六項」に改める。  
様式の表中「同条第6項」を「同条第5項」に改め、同様式の裏中「この条において」を削り、「(審判の標収及び立入検査等)」を「(審判の標収及び立入検査等)」に、「第6項」を「第5項」に、「7」を「6」に、「第5項」を「第4項」に、「第8項」を「第7項」に改める。

### 山口県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 美祢市美東町大田字馬志路九四三、九四四、九四四の一、字子倉九四四の二、字帽子岩九四四の三、字金ヶ頭九四四の四、字綜田ヶ浴九四四の五、字前嶽九四四の六、字先嶽九四四の七、字ナバラ木ヶ浴九四四の八、字ナバタヶ九四四の九
- 二 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宇部市大字川上字男山七五五の二・大字小野字梅ノ木三三四五の一・三三四五の二  
(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、三三四五の三

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山口市仁保上郷字犬鳴五五一の一から五五一の三まで、五五三の二から五五三の四まで、五五三の六、五五三の一〇から五五三の一二まで、五五四の一、五五四の二、五五五、五五七、五五八、一四六五の一
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百四十三号**

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十九年十二月二十二日

- |          |         |       |       |
|----------|---------|-------|-------|
| 東和町東部加入区 | 白木加入区   | 山口県知事 | 村岡 嗣政 |
| 徳山市加入区   | 山口市加入区  |       |       |
| 彦島加入区    | 豊浦町加入区  |       |       |
|          | 萩市中部加入区 |       |       |

**山口県告示第四百四十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四三五号
- 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

下関市豊田町大字殿敷字祇園原二〇五〇の一地先から 同市豊田町大字八道字原二二八の一の一地先まで	
新	旧
最狭 六・五 五二・一	最狭 六・五 五二・一
最広 一〇三・九 五二・三 及び	最広 六・五 三、六〇一・五 三、六〇一・五 及び
二、八五九・〇	ダブルウェイ

山口県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四三五号	下関市豊田町大字殿敷字祇園原二〇五〇の一地先から 同市豊田町大字八道字原二二八の一の一地先まで	平成二十九年十二月二十四日



(三二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十九年七月二十八日山口県公告（二二三）に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパーセンタートライアル柳井店
- 所在地 柳井市柳井一五七四の一
- 意見の概要  
交通に係る事項について配慮を求める。

(三二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十九年七月二十八日山口県公告（二二四）に係る大規模小売店舗について次のとおり平井町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び平井町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク平生店  
所在地 熊毛郡平生町大字平生村二二六の四
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三二三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
土木設計積算用パソコン 百五十五台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

平成二十九年十一月二十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山口視聴覚機器株式会社 山口市駅通り一丁目七番一四号

六 落札金額

二千六百六十一万四千四十円

七 入札公告日

平成二十九年十月六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(三二四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号

六 落札金額

五千百万九千四百八十円

七 入札公告日

平成二十九年九月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格